

Weekly コラム

平成 29 年 5 月 30 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

パート主婦の扶養の要件

◆ 103 万円の壁とは

一般的に主婦の方がパートに働きに出ると収入額を意識する事が多いのが 103 万円の壁と言われるものでしょう。給与収入が 103 万円を超えると夫の収入から配偶者控除 38 万円が控除されなくなり課税になるからです。しかし 103 万円を超えて 141 万円までは配偶者特別控除があるので増える所得税は年 5 万から 10 万円と言うところです。103 万円の壁と言うのは課税が始まる地点と言えます。この 103 万円超は平成 30 年 1 月より 150 万円超に変更されることになっています。配偶者特別控除も 201 万円までになりますので、課税され始める地点が 150 万円に変更される事になります。

企業で扶養手当、家族手当等の名称の賃金で出されている妻の扶養手当支給要件が妻の収入は 103 万円以下となっている場合、妻が就労制限をかけてしまう事も考えられます。政府や経営者団体はこのような場合は基準を検討するように求めています。

◆ パートの社会保険加入① 106 万円の壁

昨年の 10 月に従業員 500 人超の企業に勤める方に社会保険の加入が適用拡大されました。新たに加入対象者になる方は「週 20 時間以上勤務、月額 88,000 円以上」となっています。年間で見ると 1,056,000 円となり「106 万円の壁」等と呼ばれています。この対象は従業員 500 人超の企業ですから中小企業の多くは対象

外です。一般的には「週の所定労働時間」か「月の所定労働日数」のいずれかが常用労働者の 4 分の 3 以上の勤務で加入対象となります。平成 29 年 4 月から 500 人以下の事業所でも労使合意がありパートタイマーが適用条件に合えば加入できます。

◆ パートの社会保険加入② 130 万円の壁

年収 130 万円以上になると夫の健康保険の被扶養者から外れます。妻の勤め先で社会保険の加入要件に合えば加入するか、又は自身で国民健保、国民年金に加入する事になり、保険料負担が増加します。国民年金でも年間 20 万円位かかります。こちらの方が所得税の 150 万円の壁より意識せざるを得ない壁と言えるかもしれません。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。